

YouTuberを活用した宮崎県移住プロモーション動画制作に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

YouTuberを活用した宮崎県移住プロモーション動画制作事業

2 事業概要

全国から多くの方が視聴する動画投稿サイト「YouTube」において、視聴者に対し高い影響力を有する YouTuber が独自の観点から本県での暮らしの魅力を体験的に紹介する動画を制作、投稿することで本県の暮らしの魅力を幅広く PR する。

3 委託業務内容

(1) 移住プロモーション動画の作成に関すること

〈動画の仕様〉

- ・ YouTubeで再生可能な10分以上の動画であること（複数の動画を制作する場合は、その合計再生時間が10分以上であること）
- ・ 宮崎での暮らしをイメージできる内容であり、宮崎が持つ様々な“暮らしの豊かさ”を伝える内容であること
- ・ 「宮崎県移住支援金制度」の情報を盛り込み、同制度の認知度向上を図るものであること

①プロモーション動画の企画

県と受託者の協議の上、多くの方が視聴し本県での暮らしへの関心を高める動画となるよう、動画内容等を企画すること。

②プロモーション動画の作成

動画撮影に必要な撮影や映像作成を行う。人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行う。撮影に際し、使用料、出演料、謝礼金等の費用が発生した場合は、受注者の負担とする。

③プロモーション動画の編集・投稿

映像の加工・編集、音楽、音声やナレーションの付加、テロップの付加などの編集作業を行い、完成した動画をクリエイター自身のチャンネルに投稿する。

④その他

本県への移住に関心を持っていただく企画や動画閲覧数増加に資する企画があれば提案すること。

(2) 各種経費の支払い

本事業の実施にあたって必要な費用（委託費に含まれている）について、関係機関及び関係者へ支払うこと。

なお、関係機関や関係者に支払を行う場合は、関係機関等から領収書等を徴収した上で、支払額の根拠を証明書類で明らかにすること。

(3) 事業完了報告書等の作成

事業終了後、速やかに次の報告書を2部作成し提出すること。

- ① 事業概要
- ② 事業の実績
- ③ 事業の実施体制
- ④ 収支報告 等

4 再委託について

真にやむを得ないと県が認める場合を除き、再委託を行ってはならない。

また、再委託を行う場合は、事前に県の許可を受けた上で再委託することとし、再委託業者との連携を密にし、事業進捗管理や個人情報保護の徹底を指導すること。

5 その他留意事項

- (1) 動画の完成後1年の間に、動画の内容等に瑕疵があった場合は、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (2) 本委託業務の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区別して会計処理を行うこと。
- (3) 本委託業務に係る書類・領収書等は契約締結後5年間は保存すること。
- (4) 個人情報の取扱を適正に行うこと。